

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（748））
2. 日時：平成30年3月9日 10時00分～10時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官、大塚安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他3名）

5. 要旨

（1）原子力規制庁から日本原子力発電に対し、東海第二の設置変更許可申請にあたり、隣接する東海発電所として対応するとしている事項について整理することを求め、日本原子力発電から本日の提出資料に基づいて説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 東海発電所の対応として、廃止措置計画又は保安規定変更認可等を申請する時期、原子力規制庁の確認を受ける時期等を検討し、事業者としての考えを示すこと。
- 新たに東海第二と共用することとした緊急時対策所、通信連絡設備の扱いを含め、東海発電所の設置許可を変更する必要があるか確認すること。
- 東海発電所の廃止措置を進めるにあたり、東海第二の新規制基準への適合に影響を与えないという基本方針を東海発電所の廃止措置計画に定めることの要否を検討すること。また、現在審査中の第二種廃棄物埋設事業許可申請書についても同様に要否を検討すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東二設置変更許可の審査から東一廃止措置計画、保安規定への約束事項